（証券コード7819）
平成28年12月７日

株　主　各　位

東京都港区港南二丁目15番１号
ＳＨＯ－ＢＩ株式会社
代表取締役社長　　寺　田　正　秀

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月21日（水曜日）午後５時30分（当社営業時間終了時刻）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年12月22日（木曜日）　開始　午前10時（開場　午前９時）
2. **場　　所**　大阪府大阪市北区西天満六丁目４番18号
　　ＳＨＯ－ＢＩ株式会社　大阪本社10階

当社は東京と大阪の両本社制を採用しております。当社は昨年まで東京で株主総会を開催しておりましたが、株主の皆様に当社事業への一層のご理解を賜り、当社の商品をより身近に感じていただくために、本年の定時株主総会は展示ルームをご覧いただける大阪本社において開催することにいたしました。昨年と開催場所が異なりますので、ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

※当社では、株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
あらかじめご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

3. **目 的 事 項**

報告事項　１．第68期（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第68期（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第２号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. **招集にあたっての決定事項**

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sho-bi.jp/）に掲載させていただきます。

◎　当社では、毎年９月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された当社株式を３単元（300株）以上保有している株主様を対象に、株主優待として3,000円相当の自社企画商品をお贈りさせていただきます。なお、毎年９月30日現在において当社株式を３単元（300株）以上保有の上、３年以上継続保有されている株主様に対する優待（長期保有優待）として、上記の自社企画商品に加え、当社選定の商品を贈呈させていただきます。発送日はいずれも、平成28年12月16日を予定しております。

※３年以上継続保有の確認は、毎年９月30日の株主名簿に同一の株主番号で連続して４回以上記載または記録された株主様とさせていただきます。

第68期期末配当金のお支払いについて

当社は、定款の規定により、平成28年11月15日開催の取締役会で、期末配当金を１株につき５円とし、効力発生日（支払開始日）を平成28年12月８日とすることを決議いたしました。

銀行預金口座への振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」及び「お振込先について」の内容をご確認願います。

株式数比例配分方式をご指定の方は、同封の「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」の内容をご確認願います。

上記以外の方は、同封の「配当金領収証」により平成28年12月８日（木曜日）から平成29年１月13日（金曜日）までの間に、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局で配当金をお受け取り願います。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成27年10月１日
至　平成28年９月30日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成27年10月１日～平成28年９月30日）におけるわが国経済は、日銀によるマイナス金利導入等の景気下支え施策により緩やかな回復傾向が続く一方で、新興国経済の下振れ懸念やテロの台頭等により世界経済の先行きへの不透明感が高まる状況にありました。特に、期中で円安から円高へトレンドが変化したことで輸出企業を中心に業績見通しの下方修正が増え企業業績への不安感が高まったほか、個人消費については、外国人観光客によるインバウンド消費による下支えがあったものの、消費者の節約志向は根強く全般的には力強さを欠く状況が続いております。当社グループの主要取引先である小売業界においては、これらのマクロ要因に加え、業態ごとの好不調、各社の戦略の差等により業績格差が広がる結果となりました。

当連結会計年度は「新しい事業、新しい販路、新しい調達拠点、新しい商品」のスローガンの下、「売上高成長による利益額拡大」という成長ステージの第２ステップの５年目に当たります。当社グループでは、注力商品であるコスメコンタクト®（注１）の販売拡大に積極的に取り組むほか、小売業界での競争激化に伴い高まっている「差別化」要望に対応するため、ＯＥＭ商品（注２）や別注商品（注３）の販売強化に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は17,771,207千円（対前期比 9.4％増）となりました。売上総利益率が前期に比べて低下したものの、販売管理費をコントロールしたことにより営業利益は464,262千円（対前期比80.9％増）と大きく伸びた一方、為替差損の発生等営業外損益の悪化等により、経常利益は326,192千円（対前期比17.0％減）となりました。また、固定資産売却益の計上により親会社株主に帰属する当期純利益は181,894千円（対前期比52.5％増）となりました。

（注）１.コスメコンタクト®は、瞳を大きく魅力的に見せる、マスカラやアイライナーのようなメイク発想のコンタクトレンズです。
２.ＯＥＭ商品とは、販売ニーズを反映した仕様に基づいて企画し、販売先の商標により販売される商品です。
３.別注商品とは、特定の取引先の専売商品として当社の企画、ブランドで生産する商品を指します。

商品区分別の状況は次のとおりであります。

①化粧雑貨

当分類には、メイク関連用品、ヘアケア関連用品、トラベル用品、バス・エステ・健康関連グッズ等の売上が含まれます。同分類の主力商品であるつけまつげの売上は不振でしたが、主要得意先向けの別注商品の売上拡大等により当連結会計年度の売上高は、9,909,285千円（対前期比5.1%増）となりました。

②コンタクトレンズ関連

当分類には、コンタクトレンズ、コンタクトレンズケア用品の売上が含まれます。取引先数及び各取引先向けの販売額が順調に拡大しており、当連結会計年度の売上高は、3,549,626千円（対前期比10.4%増）となりました。

③服飾雑貨

当分類には、バッグ、ポーチ、サイフ類、その他服飾小物の売上が含まれます。ＯＥＭ、別注向けのキャラクター関連商品の販売が専門店やバラエティストア、テーマパーク等に向けて好調に推移し、当連結会計年度の売上高は3,105,254千円（対前期比23.9%増）となりました。

④その他

当分類には、生活雑貨、文具、行楽用品、ギフト等の売上が含まれます。ギフト用品の売上が好調であったため、当連結会計年度の売上高は1,207,041千円（対前期比10.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額の総額は、85,290千円となりました。

主な内容は、社内基幹システムの改修、物流関連機器や事務機器の購入、建物の改修等であります。

(3) 資金調達の状況
重要な資金の調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移
①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第65期 平成25年９月期	第66期 平成26年９月期	第67期 平成27年９月期	第68期 (当連結会計年度) 平成28年９月期
売　　上　　高(千円)	13,781,474	16,093,368	16,237,766	17,771,207
経　常　利　益(千円)	413,408	333,758	392,928	326,192
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	481,542	228,482	119,240	181,894
１株当たり当期純利益　(円)	35.91	17.04	8.89	13.56
総　　資　　産(千円)	13,727,092	13,319,126	14,972,847	13,466,904
純　　資　　産(千円)	5,335,756	5,395,825	5,333,400	4,958,591
１株当たり純資産　(円)	397.90	402.16	397.61	369.73

(注) １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、１株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第65期 平成25年９月期	第66期 平成26年９月期	第67期 平成27年９月期	第68期 （当事業年度） 平成28年９月期
売　　上　　高（千円）	12,750,991	13,452,861	13,727,595	15,222,501
経　常　利　益（千円）	348,338	199,729	465,109	325,661
当　期　純　利　益（千円）	462,849	208,324	234,126	234,002
１株当たり当期純利益（円）	34.52	15.54	17.46	17.45
総　　資　　産（千円）	13,041,287	12,662,670	13,229,136	12,143,632
純　　資　　産（千円）	5,318,220	5,366,969	5,369,148	5,135,666
１株当たり純資産（円）	396.59	400.01	400.28	382.93

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、１株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、算出しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、販路を持った総合企画メーカーとして、対処すべき課題は、以下のように考えております。

①商品企画機能の更なる強化

当社グループは卸売業として構築してきた強固な営業力に加えて、ここ数年顧客ニーズに対応した商品をスピーディーに企画・開発する対応力を高める努力を続けてまいりました。具体的には、従来から進めてきた営業セールスマンのマーチャンダイザー（注）化により顧客への提案力をさらに高める一方、特販部を設置し取引先からのニーズが高いＯＥＭ・別注商品の受注の受け皿を拡大いたしました。これらの施策の効果もありＯＥＭ・別注商品の取引拡大が順調に進展しております。今後は、このノウハウをより多くのアイテム、取引先へ広げることにより売上、利益の拡大を進めていく所存です。

（注）マーチャンダイザーとはマーケット・ニーズに基づいて、自社企画商品の企画開発を行う担当者のことであります。

②物流体制のリノベーションと効率化

物流機能につきましては、適時適切な商品供給力とコスト競争力の確保のため柔軟性のある体制が求められております。当社グループは、従来自社物流センターにおいて得意先のニーズに適応した受注・出荷システム等のインフラ面の整備を図っており、当社グループの営業力を支える基盤となっております。今後さらに自社企画商品の拡販を行っていくために、国内物流拠点のリノベーションを図ることで、効率的かつコスト競争力のある物流機能の構築を推進いたします。

③販売チャネルの拡大

当社グループは、永年の卸売業としての事業展開により構築してきた強固な営業力を強みとしており、総合スーパー、バラエティストア、ドラッグストア、ディスカウントストア、100円均一ショップ等の幅広い業態の上位企業と取引を行っております。これは、当社グループの商品企画力、安定的な供給力、物流や受注・出荷システム等のインフラ面の利点が各社に評価されたことに加えて、常に商流の主流を押さえるように努めてきた営業活動の成果であります。

しかしながら、国内市場においては、高齢化の一層の進展や人口減少、中でも当社商品の主要ユーザーである若年層人口の減少等の構造要因を抱え、今後市場の拡大は期待しづらい状況にあります。当社の主たる取引先である流通業界では、業態を超えた競争が激化する一方、インターネットを活用したＥＣ市場の拡大等の大きな構造変化の時期を迎えております。こうした状況を踏まえ、当社ではいわゆる「勝ち組」の企業との取り組みの強化を進める一方で、平成24年４月から自社ＥＣサイトを立ち上げ消費者に直接販売を始めるほか、平成25年８月からは自らインショップの運営を手掛ける等の新しい取り組みを行っております。また既存の取引先に関しては、当社の強みの一つであるＯＥＭ・別注商品を武器に、今まで培ったノウハウの横展開、深掘りを積極化していく所存です。

加えて、今後拡大余地の大きい海外市場の開拓を積極化しております。具体的には、平成27年７月に台湾に子会社を設立し、商品の調達及び市場開拓を推進するほか、海外事業部を立ち上げ、東アジア、東南アジアを中心とした海外市場の開拓を積極化しております。

④取扱いアイテムの拡大

当社グループの主力商品である化粧雑貨は、消費者にとって必要不可欠な商品であるものの小売店にとってはメイン商材ではなく、市場規模は限定的です。このため当社が今後も持続的な成長を続けるためには、海外市場を含めた販路の拡大に加えて、取扱い商品のアイテム数の拡大が必須です。平成25年に子会社化した株式会社メリーサイトは市場拡大の続くカラーコンタクトレンズを中心にコンタクトレンズを主力商品としており当社の既存の主力商品である目周り商材との親和性が高く、またリピート需要が期待できる商品であるため安定成長が期待できます。

当社では目周りの商材では圧倒的な強みを持つトップ企業を目指し、同分野ではコーポレートブランドである「ＳＨＯ－ＢＩ」ブランドを確立するため、特に市場が揺籃期にある海外市場を中心に「アイメイクアップスタジオ」をコンセプトにブランド展開を積極化しております。

もう一方の収益の柱であるＯＥＭ・別注商品は、当社の幅広い品揃えと企画・デザイン力を武器として主要顧客からの受注拡大が続いております。今後は、これらの企業からの需要を着実に取り込むことに加えて、さらに新しいアイテムについても積極的な提案を続けることで個々の顧客の需要の幅を広げ売上の拡大につなげてまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社メリーサイト	134,950千円	100%	コンタクトレンズの製造・販売
粧美堂日用品（上海）有限公司	3,100千米ドル	100%	日用品雑貨及びコスメコンタクトの販売
台灣妝美堂股份有限公司	20,000千台湾ドル	100%	コスメコンタクトの台湾国内販売及び輸出

(11) 主要な事業内容（平成28年９月30日現在）

当社グループは、化粧雑貨、服飾雑貨及びキャラクター雑貨（注）等の商品を幅広く取扱っており、これらの商品を小売業者、卸売業者及び一般消費者等へ販売することを主たる業務としております。また、子会社である株式会社メリーサイトではコンタクトレンズ及びコンタクトレンズケア用品の企画・製造・販売を手掛けており、当社においてもコンタクトレンズの企画・販売を行っております。

業務の内容として、顧客志向にマッチした商品群の提案を行うという卸売機能に加えて、営業部門と商品企画部門が一体となり、「品質・企画・価格・納期」を重視して自社で商品を企画し、国内外の外部メーカーに生産委託を行う機能を有しており、それらの機能を活用した販売先のＯＥＭ商品の受注販売についても積極的に展開しております。

（注）キャラクター雑貨とは、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社サンリオ等の版権元からキャラクターの商品化許諾を受け商品化された化粧雑貨、服飾雑貨等の雑貨のことであり、当社は自社企画商品の付加価値を高め、他社製品との差別化を図る観点から、版権元からキャラクターの商品化許諾を受け、当社にてキャラクター雑貨の商品化を行っております。

(12) 主要な営業所及び物流拠点（平成28年９月30日現在）

①当　社

名　　称	所　在　地
東京本社	東京都港区
大阪本社	大阪市北区
箕面物流センター	大阪府箕面市
葛西物流センター	東京都江戸川区

②子会社

名　　称	所　在　地
株式会社メリーサイト	名古屋市中区
粧美堂日用品（上海）有限公司	中国上海市
台灣妝美堂股份有限公司	台湾台北市

(13) 従業員の状況（平成28年９月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
304名	６名増

（注）従業員数は就業員数（正社員、契約社員）であり、臨時従業員（１日８時間換算による期中平均人員）86名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245名	７名増	37.95歳	10.10年

（注）従業員数は就業員数（正社員、契約社員）であり、当社から当社グループへの出向者を除き、臨時従業員（１日８時間換算による期中平均人員）86名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況（平成28年９月30日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社みずほ銀行	2,331,004千円
株式会社三井住友銀行	1,041,676千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	900,000千円
株式会社商工組合中央金庫	551,750千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成28年９月30日現在）

ⅰ）発行可能株式総数　　48,640,000株

ⅱ）発行済株式の総数　　13,409,915株（自己株式85株を除く。）

ⅲ）株　　主　　数　　13,271名

ⅳ）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ＴＣＳ株式会社	3,460,000株	25.80%
寺田一郎	2,140,600株	15.96%
寺田正秀	1,374,100株	10.24%
寺田久子	397,400株	2.96%
平賀優子	300,000株	2.23%
ＳＨＯ－ＢＩ従業員持株会	262,200株	1.95%
株式会社みずほ銀行	200,000株	1.49%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	152,000株	1.13%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	104,100株	0.77%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	75,000株	0.55%

（注）持株比率は、自己株式（85株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

ⅰ）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

ⅱ）当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

ⅲ）その他の新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成26年２月20日開催の取締役会において、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、当社の連結業績において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

名称	第１回新株予約権	
発行決議の日	平成26年２月20日	
新株予約権の数	6,470個	
目的である株式の種類及び数	普通株式　　647,000株	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり408円	
新株予約権の行使期間	平成28年１月４日から平成31年３月29日まで	
割当先	取締役（監査等委員である取締役を除く）	新株予約権の数　3,200個 目的となる株式数　320,000株 割当者数　４名
	社外取締役（監査等委員）	新株予約権の数　210個 目的となる株式数　21,000株 割当者数　３名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　10,000株 割当者数　１名
	従業員	新株予約権の数　2,400個 目的となる株式数　240,000株 割当者数　42名
	子会社取締役及び従業員	新株予約権の数　560個 目的となる株式数　56,000株 割当者数　９名
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、平成27年９月期乃至平成29年９月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、売上高及び経常利益が次の条件を満たしている場合に、割当てを受けた新株予約権のうち、次に掲げる割合を限度として新株予約権を行使することができる。 １．平成27年９月期の売上高が165億円を超過し、且つ経常利益が５億円を超過している場合、割当てを受けた新株予約権の総数の50％。 ２．平成28年９月期の売上高が170億円を超過し、且つ経常利益が７億円を超過している場合、割当てを受けた新株予約権の総数の30％。 ３．平成29年９月期の売上高が180億円を超過し、且つ経常利益が10億円を超過している場合、割当てを受けた新株予約権の総数の20％。	

（注）1. 上記の新株予約権の数及び目的となる株式数は、交付された時点における総数を記載しております。
2. 交付された上記新株予約権のうち、当事業年度末までに5,210個が失効しております。

(3) 会社役員に関する事項

i) 取締役の状況（平成28年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	寺田一郎	
代表取締役社長	寺田正秀	粧美堂日用品（上海）有限公司董事長 株式会社メリーサイト取締役（非常勤） 台灣妝美堂股份有限公司董事長
専務取締役	三嶌信也	事業推進本部長兼生産管理担当役員 粧美堂日用品（上海）有限公司董事 台灣妝美堂股份有限公司董事
取締役	鎌形敬史	管理本部長 粧美堂日用品（上海）有限公司董事 株式会社メリーサイト取締役（非常勤） 台灣妝美堂股份有限公司董事
取締役 （監査等委員）	脇　　玲	粧美堂日用品（上海）有限公司監事 台灣妝美堂股份有限公司監察人
社外取締役 （監査等委員）	酒谷佳弘	ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 代表取締役 エスアールジータカミヤ株式会社　社外監査役 北恵株式会社　社外監査役 株式会社プレサンスコーポレーション　社外取締役 （監査等委員） 株式会社ワッツ　社外取締役（監査等委員）
社外取締役 （監査等委員）	岡野秀章	岡野公認会計士事務所所長
社外取締役 （監査等委員）	渡辺　　徹	北浜法律事務所パートナー 青山商事株式会社　社外監査役

（注）1. 当社は、平成27年12月25日開催の第67期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行する定款変更の決議をいただいております。
2. 取締役酒谷佳弘氏、取締役岡野秀章氏及び取締役渡辺徹氏は、社外取締役（監査等委員）であります。
3. 取締役脇玲氏は常勤監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通したものが重要な会議等へ出席することや、重要な決裁書類等を閲覧し日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門との連携を密に図ること等により得る情報を監査等委員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 取締役酒谷佳弘氏は公認会計士、取締役岡野秀章氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役渡辺徹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、酒谷佳弘、岡野秀章、渡辺徹の３氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
7. 専務取締役三嶌信也氏は、平成28年９月30日をもって、辞任により退任いたしました。

8. 平成28年９月30日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	牧野 雄二	営業第１部長
執行役員	高田 文男	営業第３部長
執行役員	豊倉 忠明	特販部長
執行役員	境 裕治	海外事業部長 粧美堂日用品（上海）有限公司董事 台灣妝美堂股份有限公司董事
執行役員	吉田 浩太郎	商品企画部長 株式会社メリーサイト取締役（非常勤）
執行役員	宮所 恒男	事業管理部長
執行役員	益岡 芳郎	総務部長

9. 高田文男及び宮所恒男の両氏は、平成28年９月30日付で執行役員を退任いたしました。

10. 当事業年度末日後に生じた取締役及び執行役員の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
牧野 雄二	執行役員 営業第１部長 兼 営業第３部長	執行役員 営業第１部長	平成28年10月
吉田 浩太郎	執行役員 商品企画部長 兼 生産管理担当執行役員 株式会社メリーサイト取締役（非常勤）	執行役員 商品企画部長 株式会社メリーサイト取締役（非常勤）	平成28年10月

ⅱ）責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第１項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨及び当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする旨を定めております。

ⅲ）取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	５名 （１名）	80,678千円 （900千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	４名 （３名）	16,920千円 （8,100千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	3,861千円 （1,200千円）
合計 （うち社外役員）	12名 （６名）	101,459千円 （10,200千円）

（注）1. 取締役（監査等委員）の支給人員及び報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
2. 監査役の支給人員及び報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであります。

3. 取締役の報酬限度額は、平成27年12月25日開催の第67期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）は年額200,000千円以内、監査等委員である取締役は年額50,000千円以内と決議させていただいております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額14,819千円（取締役14,669千円、監査役150千円）を含んでおります。

ⅳ）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

当社と重要な兼職先との関係につきましては12ページ「（３）会社役員に関する事項」に記載のとおりであり、特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	出席の状況	取締役会及び監査等委員会における発言状況
酒　谷　佳　弘 （社外取締役（監査等委員））	取締役会94% （18回中17回） 監査役会100% （４回中４回） 監査等委員会90% （10回中９回）	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
岡　野　秀　章 （社外取締役（監査等委員））	取締役会100% （18回中18回） 監査役会100% （４回中４回） 監査等委員会100% （10回中10回）	主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
渡　辺　　徹 （社外取締役（監査等委員））	取締役会94% （18回中17回） 監査等委員会100% （10回中10回）	主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

・平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための会社の体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第１号、第２号、第３号）

①監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要な人員を配置する。

②監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、評価、賞罰等人事事項については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。

(2)当社または子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第４号イ・ロ）

①当社の監査等委員会は当社及び子会社の取締役会議事録等、いつでも監査に必要な資料の提供を受けることができる。

②当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から説明を受けることができる。

③当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、次に定める事項の発生・決定が判明したときには速やかに当社の監査等委員会に報告する。

ａ．会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれのあるもの
ｂ．会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの
ｃ．取締役の職務に関して行われた不正行為及び法令または定款に違反する重大な事実
ｄ．当社商品において重大な被害を与えたもの、またはそのおそれがあるもの
ｅ．「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」への違反で重大なもの
ｆ．内部通報制度に基づいて通報された事実
ｇ．公的機関から受けた行政処分
ｈ．重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
ｉ．業績及び業績見込みの公表内容、その他重要な開示事項の内容
ｊ．監査契約の変更

ｋ．内部統制システム、基本方針の変更
ｌ．上記各号に準ずるその他の事項

④当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員会が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。

⑤当社の子会社の取締役を兼任する当社の取締役は、重要な事項が発生した場合には当社の監査等委員会へ報告する。

⑥当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査等委員会に定期的に報告する。

(3)監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第５号）

当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない旨を「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」において規定し、当社グループ役職員に周知徹底する。

(4)監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第６号）

監査等委員が当社に対しその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(5)その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第７号）

①監査等委員会の過半数は社外取締役とし、独立性と透明性を図る。

②監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換会を実施し、意思疎通を図り監査等委員会監査の実効性を高める。

③監査等委員会は必要に応じ適宜、取締役会と意見交換会を開催し会社の現状や課題について情報交換等を実施し、監査等委員会監査の実効性を高める。

④監査等委員会と会計監査人、内部監査人及び子会社の監査役は定期的に情報交換等を実施し、連携力を高め監査体制の充実を図る。

⑤監査等委員会が監査において、社外の専門家の活用が必要と認めた場合、監査等委員会の判断で利用できる。

(6)当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第４号)

①当社は、「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」においてコンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。

②取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。

③監査等委員会は、法令及び定款に照らし、監査等委員会規程に基づいて取締役の職務の執行を監査、監督する。

④取締役会は使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、各種社内規程を制定し遵守させる。

⑤取締役会は、諸法令等に適合するように社内規程が定められているかといった事項につき外部の専門家に意見を求めることにより確認する。

⑥内部監査室は、取締役及び使用人の業務執行が社内規程を遵守しているか否かの監査を行い、遵守状況の報告を代表取締役及び監査等委員会へ行うとともに、業務執行の適正のため改善指導する。

⑦当社は、「公益通報者保護規程」において、社内通報制度を整備し、取締役及び使用人の不正等コンプライアンス上の問題を発見した当社の取締役及び使用人には、その旨を、取締役は監査等委員会、使用人は内部監査室長に通報させる制度を確立する。

⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」において基本方針を定める。

(7)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第１号)

取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存しかつ管理する。

・株主総会議事録と関連資料
・取締役会議事録と関連資料
・取締役を決裁者とする決裁書類及び付属書類
・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(8)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第２号）

①企業経営の継続性に支障を与える危機に対処するために各種社内規程を定めることにより損失発生の回避・軽減に努める。

②危機発生が現実になった場合及び発生のおそれがある場合、必要に応じて顧問弁護士等を中心に社外の専門家を動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。

③リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社におけるリスクマネジメントを推進する委員会として、企業活動に関する様々なリスクを統括管理するための組織である取締役会直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、併せて「リスク管理規程」に準拠し、リスク管理を徹底する。具体的には、リスクに対する意識の向上とリスク情報を抽出することにより、予防対策の実行及び実行状況を確認するとともに、発生事案に関する情報の把握、分析、再発防止策等により、当社グループ全体への影響を極小化するための対策をとる。

不測の事態の発生時にも高品質の商品やサービスを安定的に供給するための対策を検討する。これらの中で重要な事項は、取締役会に報告し、対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行い、危機管理体制の強化を図る。

(9)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第３号）

①取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の職務執行状況の監督を行う。

②代表取締役の監督の下、取締役会に諮る重要な事項について事前に充分な審議が行われるよう、取締役（会長及び監査等委員であるものを除く。）、常勤の監査等委員を構成員とする経営会議を定期的に開催する。

③取締役（監査等委員であるものを除く。）は取締役会において委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。

④執行役員制度の活用により、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進する。

(10)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第５号イ・ロ・ハ・ニ）

①当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ⅰ）子会社に関する重要事項については、関係会社管理規程において当社の事前承認を受けるべき事項または当社に報告をすべき事項を定める。

ⅱ）当社子会社の取締役を兼任する当社の取締役が、グループ全体の観点から監督を行い、必要に応じて、当社の取締役会において、子会社の取締役の職務の執行状況の報告を行う。

②当社の子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、当社グループ全体のリスク分析、評価、対応策の協議を実施し、また子会社においても当社と同様のリスク管理規程を運用することにより、リスク管理を徹底する。

③当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ）子会社において、当社取締役と兼任している取締役も出席の下で、取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。

ⅱ）当社の子会社の取締役は委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。

ⅲ）当社の予算と実績の対比は、当社グループ連結で業績管理を行う。

④当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ）「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」により、当社グループ子会社についても同規程を準用し、コンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。

ⅱ）子会社の業務執行状況については、定期的に当社の内部監査部門が内部監査を実施する。

ⅲ）当社グループ会社間取引については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切となるよう管理する。

ⅳ）「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」により、コンプライアンス上の問題を発見した当社の子会社の取締役及び使用人には、その旨を、子会社の取締役は当社監査等委員会に、子会社の使用人は当社内部監査室に報告させる制度を確立する。

ｖ）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」において基本方針を定め、当社子会社についても規程を準用する。

(11)財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の４の４に規定される内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定するとともに、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成する。また、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

(12)業務の適正を確保するための会社の体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行の効率性の確保について

当事業年度において、取締役会を18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っております。また、執行役員制度を導入し意思決定の迅速化・効率化を図っております。

②コンプライアンス体制について

当社グループの役員・従業員に対し必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育や会議体での説明を行い、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、「公益通報者保護規程」に基づき通報または相談窓口の設置を行い、従業員全員に周知しております。

③リスクマネジメント体制について

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、「リスク管理規程」に基づきリスクの検討・抽出を行い、必要に応じて担当取締役が関係部署に指示を行っております。担当取締役は実施状況を確認し、随時リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ報告しております。

④業務の適正の確保について

当社グループの事業の報告については定期的に当社取締役会で報告がなされ、課題や問題点については適宜関係部署に指示が出ております。また、業務の適正を確保するため内部監査室が「内部監査計画」に基づき監査を実施しており、内部監査結果は、代表取締役及び常勤監査等委員に報告されております。また、改善が必要な場合には指摘を行っております。

⑤監査等委員の監査の実効性の確保について

監査等委員は、取締役会、経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めております。定例の監査等委員会を開催している他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換や、当社代表取締役と定期的な面談を行っております。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営基盤の充実と財務体質の強化を通じて企業価値の向上を図るとともに、今後の事業拡大に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する積極的かつ安定的な利益還元を経営の重要な政策と位置付けており、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

以上の基本方針に則り、年間配当金につきましては、期初に公表した配当予想のとおり、１株当たり10円（中間配当金５円は実施済み、期末配当金は５円）としております。

なお、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によっても剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中に記載の金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,775,012**	**流動負債**	**5,178,329**
現金及び預金	5,007,406	支払手形及び買掛金	2,235,588
受取手形及び売掛金	2,924,033	１年内返済予定の長期借入金	2,027,947
商品	1,443,693	未払法人税等	35,432
貯蔵品	104,859	賞与引当金	160,800
その他	316,957	返品調整引当金	66,500
貸倒引当金	△21,937	その他	652,061
固定資産	**3,691,891**	**固定負債**	**3,329,983**
有形固定資産	**1,827,926**	長期借入金	3,136,625
建物及び構築物	697,887	役員退職慰労引当金	90,889
土地	1,006,411	退職給付に係る負債	889
その他	123,627	資産除去債務	36,129
無形固定資産	**341,377**	その他	65,450
のれん	230,533	**負債合計**	**8,508,313**
その他	110,844	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,522,587**	**株主資本**	**4,919,068**
投資有価証券	671,339	資本金	545,500
退職給付に係る資産	38,720	資本剰余金	264,313
長期未収入金	599,020	利益剰余金	4,109,307
その他	274,611	自己株式	△52
貸倒引当金	△61,103	**その他の包括利益累計額**	**38,958**
		その他有価証券評価差額金	49,436
		繰延ヘッジ損益	△30,130
		為替換算調整勘定	19,652
		新株予約権	**564**
		純資産合計	**4,958,591**
資産合計	**13,466,904**	**負債純資産合計**	**13,466,904**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成27年10月１日
至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**17,771,207**
売上原価		**12,557,876**
売上総利益		**5,213,330**
返品調整引当金戻入額		53,800
返品調整引当金繰入額		66,500
差引売上総利益		**5,200,630**
販売費及び一般管理費		4,736,368
営業利益		**464,262**
営業外収益		
受取利息	35,247	
受取配当金	4,099	
不動産賃貸収入	9,323	
その他	26,823	75,494
営業外費用		
支払利息	52,812	
不動産賃貸費用	4,198	
為替差損	144,584	
その他	11,968	213,564
経常利益		**326,192**
特別利益		
投資有価証券売却益	2,779	
固定資産売却益	142,675	
保険解約返戻金	9,449	154,903
特別損失		
投資有価証券売却損	52,966	
固定資産除却損	2,461	55,427
税金等調整前当期純利益		**425,668**
法人税、住民税及び事業税		184,825
法人税等調整額		58,948
当期純利益		**181,894**
親会社株主に帰属する当期純利益		**181,894**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年10月１日
至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	545,500	264,313	4,061,512	△52	4,871,273
当期変動額					
剰余金の配当			△134,099		△134,099
親会社株主に帰属する当期純利益			181,894		181,894
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	47,794	―	47,794
当期末残高	545,500	264,313	4,109,307	△52	4,919,068

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	29,815	328,135	102,726	460,677	1,449	5,333,400
当期変動額						
剰余金の配当						△134,099
親会社株主に帰属する当期純利益						181,894
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,620	△358,266	△83,074	△421,719	△884	△422,604
当期変動額合計	19,620	△358,266	△83,074	△421,719	△884	△374,809
当期末残高	49,436	△30,130	19,652	38,958	564	4,958,591

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

①　連結子会社の数

３社

②　連結子会社の名称

株式会社メリーサイト

粧美堂日用品（上海）有限公司

台灣妝美堂股份有限公司

前連結会計年度において非連結子会社であった台灣妝美堂股份有限公司は重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、粧美堂日用品（上海）有限公司及び台灣妝美堂股份有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同社の６月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、７月１日から連結決算日９月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ

時価法

ハ．たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・商品　　主として月別総平均法

・貯蔵品　　最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　８年～50年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

当社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ．返品調整引当金

当社は、将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績を勘案した返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法	当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ロ．数理計算上の差異の費用処理方法	当社は、数理計算上の差異については、発生年度に一括費用処理することとしております。
ハ．小規模企業等における簡便法の採用	一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。また、通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約 ヘッジ対象…借入金の利息、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
ハ．ヘッジ方針	外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨スワップ取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ．ヘッジの有効性の評価

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

通貨スワップ取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、有効性の評価を省略しております。

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の評価を省略しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法により償却しております。

⑧　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、この変更による連結計算書類に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3％から平成28年10月１日に開始する連結会計年度及び平成29年10月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9％に、平成30年10月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6％となります。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物及び構築物	38,941千円
土地	319,506千円
計	358,447千円

担保に係る債務

長期借入金（１年内返済予定を含む）	400,000千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	751,934千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	13,410,000	―	―	13,410,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年11月17日取締役会	普通株式	67,049	5.00	平成27年９月30日	平成27年12月11日
平成28年５月17日取締役会	普通株式	67,049	5.00	平成28年３月31日	平成28年６月９日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年11月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	67,049	5.00	平成28年９月30日	平成28年12月８日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で余資運用を行い、主に短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

当社グループは業務を遂行する上で、輸入仕入商品の代金決済の一部に充てるため為替予約取引を行い、また、金利変動リスクや為替変動リスクの回避を目的とした金利スワップ取引及び通貨スワップ等の取引をデリバティブ取引管理規程に基づき行っており、投機的な目的でデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

外貨預金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、外貨建営業債権は、市場価格（為替）の変動によるリスクを有しております。

投資有価証券は、取引先企業の株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが４ヶ月以内の支払期日であります。なお、外貨建営業債務は、市場価格（為替）の変動によるリスクを有しております。

借入金は、主に運転資金として必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部の長期借入金は金利変動リスクを有しております。また、外貨建長期借入金は為替変動リスクを有しております。

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を内包しております。市場リスクは取引対象物の将来の市場価格（為替・金利等）の変動によるリスクを有しております。信用リスクは相手方の倒産等により当初の契約どおりに取引が履行できなくなった場合に損失を被る可能性があります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、外貨預金については、定期的に為替相場を把握し、為替変動リスクを管理しております。

営業債権については、期日管理をはじめとして与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。なお、外貨建営業債権については、外貨建営業債務の範囲内にあります。

投資有価証券については、余資運用基準に基づき四半期ごとに時価等の把握を行っております。

外貨建営業債務の一部については、為替予約を利用し為替リスクをヘッジしております。

長期借入金の金利変動リスクまたは為替変動リスクについては、金利スワップ取引または通貨スワップ取引を実施して金利の固定化を図り、また借入金の円貨を確定させております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に従い、管理本部が決裁責任者の承認を得て行っており、国内連結子会社についても子会社管理部で同様の対応をしております。また、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い大手金融機関に限定しており、相手方の契約不履行による、いわゆる信用リスクは殆ど無いと判断しております。

資金調達に係る流動性リスクについて、各部署からの報告に基づき管理本部が資金繰計画を毎月作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の１ヶ月相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。また、国内連結子会社についても子会社管理部で同様の対応をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２）参照)。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,007,406	5,007,406	―
(2) 受取手形及び売掛金	2,924,033	2,924,033	―
(3) 投資有価証券 その他有価証券	671,229	671,229	―
資産計	8,602,669	8,602,669	―
(4) 支払手形及び買掛金	2,235,588	2,235,588	―
(5) 長期借入金（１年内返済予定を含む)	5,164,572	5,177,204	12,632
負債計	7,400,160	7,412,792	12,632
デリバティブ取引（※)	△44,394	△44,394	―

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（１年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

① 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）
原則的処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引	2,229,389	789,039	△44,394 (※)

（※）時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

② 金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）
特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	2,531,004	1,379,004	(※)

（※）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	110

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　369円73銭

(2) １株当たり当期純利益　　13円56銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成28年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,966,338**	**流動負債**	**4,585,624**
現金及び預金	3,945,925	支払手形及び買掛金	2,079,924
受取手形及び売掛金	2,652,105	１年内返済予定の長期借入金	1,711,320
商品	749,212	未払金	284,901
貯蔵品	91,404	未払費用	66,238
前渡金	250,294	未払法人税等	34,655
前払費用	77,007	未払消費税等	136,056
繰延税金資産	124,222	前受金	2,973
その他	97,665	預り金	8,175
貸倒引当金	△21,500	賞与引当金	160,800
固定資産	**4,177,293**	返品調整引当金	66,500
有形固定資産	**1,808,349**	為替予約	33,958
建物	685,885	その他	121
構築物	2,455	**固定負債**	**2,422,340**
車両運搬具	1,379	長期借入金	2,244,740
工具、器具及び備品	112,219	繰延税金負債	55,613
土地	1,006,411	役員退職慰労引当金	90,889
無形固定資産	**39,313**	資産除去債務	31,097
商標権	3,269	**負債合計**	**7,007,965**
ソフトウエア	30,788	**純資産の部**	
その他	5,254	**株主資本**	**5,109,651**
投資その他の資産	**2,329,630**	**資本金**	**545,500**
投資有価証券	671,339	**資本剰余金**	**264,313**
関係会社株式	1,086,013	資本準備金	264,313
出資金	1,340	**利益剰余金**	**4,299,890**
関係会社出資金	349,764	利益準備金	64,700
長期貸付金	3,559	その他利益剰余金	4,235,190
破産更生債権等	59,428	固定資産圧縮積立金	93,248
長期前払費用	601	別途積立金	198,000
前払年金費用	38,720	繰越利益剰余金	3,943,941
差入保証金	116,912	**自己株式**	**△52**
その他	61,379	**評価・換算差額等**	**25,450**
貸倒引当金	△59,428	その他有価証券評価差額金	49,436
		繰延ヘッジ損益	△23,985
		新株予約権	**564**
		純資産合計	**5,135,666**
資産合計	**12,143,632**	**負債純資産合計**	**12,143,632**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年10月１日
至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**15,222,501**
売上原価		**11,054,874**
売上総利益		**4,167,627**
返品調整引当金戻入額		53,800
返品調整引当金繰入額		66,500
差引売上総利益		**4,154,927**
販売費及び一般管理費		3,715,172
営業利益		**439,755**
営業外収益		
受取利息	659	
有価証券利息	34,553	
受取配当金	4,099	
不動産賃貸収入	9,323	
物流業務受託収入	30,687	
その他	26,659	105,982
営業外費用		
支払利息	42,954	
不動産賃貸費用	4,198	
物流業務受託費用	21,053	
為替差損	145,599	
その他	6,270	220,076
経常利益		**325,661**
特別利益		
固定資産売却益	142,675	
保険解約返戻金	9,449	
投資有価証券売却益	2,779	154,903
特別損失		
投資有価証券売却損	52,966	
固定資産除却損	0	52,966
税引前当期純利益		**427,598**
法人税、住民税及び事業税		157,844
法人税等調整額		35,752
当期純利益		**234,002**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年10月１日
至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	545,500	264,313	264,313	64,700	86,501	198,000	3,850,785	4,199,987
当期変動額								
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加					6,746		△6,746	―
剰余金の配当							△134,099	△134,099
当期純利益							234,002	234,002
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	6,746	―	93,155	99,902
当期末残高	545,500	264,313	264,313	64,700	93,248	198,000	3,943,941	4,299,890

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△52	5,009,748	29,815	328,135	357,951	1,449	5,369,148
当期変動額							
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		―					―
剰余金の配当		△134,099					△134,099
当期純利益		234,002					234,002
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			19,620	△352,121	△332,500	△884	△333,385
当期変動額合計	―	99,902	19,620	△352,121	△332,500	△884	△233,482
当期末残高	△52	5,109,651	49,436	△23,985	25,450	564	5,135,666

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ．関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・商品　主として月別総平均法

・貯蔵品　最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８年～50年
構築物	20年～34年
工具、器具及び備品	４年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③　返品調整引当金

将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績を勘案した返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度に一括費用処理することとしております。

⑤　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。また、通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約
ヘッジ対象…借入金の利息、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針　外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨スワップ取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性の評価　金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

通貨スワップ取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、有効性の評価を省略しております。

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記
（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、この変更による計算書類に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において計算書類に与える影響は軽微であります。

3.　貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物	38,941千円
土地	319,506千円
計	358,447千円

担保に係る債務

長期借入金（１年内返済予定を含む）	400,000千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	714,134千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は債務

短期金銭債権	327,724千円
長期金銭債権	629千円
短期金銭債務	5,833千円

(4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

4.　損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高の総額

営業取引（売上高）	56,663千円
（売上原価）	503,398千円
（販売費及び一般管理費）	5,692千円
営業取引以外の取引高	2,847千円

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

5.　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	85	—	—	85

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動

(繰延税金資産)

未払社会保険料	7,326千円
未払事業税・事業所税	5,514千円
未払地方特別法人税	1,138千円
賞与引当金	49,622千円
返品調整引当金	20,521千円
商品評価損	14,469千円
貯蔵品	1,440千円
繰延ヘッジ損益	10,705千円
その他	13,482千円
繰延税金資産合計	124,222千円

② 固定

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	27,890千円
資産除去債務	9,180千円
減損損失	2,435千円
投資有価証券評価損	5,225千円
貸倒引当金	18,196千円
その他	138千円
小計	63,067千円
評価性引当額	△42,928千円
合計	20,139千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△11,856千円
固定資産圧縮積立金	△41,153千円
その他有価証券評価差額金	△16,744千円
資産除去債務に対する除去費用	△5,997千円
合計	△75,752千円
繰延税金資産(負債)の純額	△55,613千円

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年10月１日に開始する事業年度及び平成29年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　382円93銭

(2) １株当たり当期純利益　17円45銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月11日

ＳＨＯ－ＢＩ株式会社
取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　増 田　　豊　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林　　一 樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＳＨＯ－ＢＩ株式会社の平成27年10月１日から平成28年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＨＯ－ＢＩ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月11日

ＳＨＯ－ＢＩ株式会社
取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増田　豊　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　一樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＳＨＯ－ＢＩ株式会社の平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月14日

ＳＨＯ－ＢＩ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　脇　　玲　㊞

社外監査等委員　酒　谷　佳　弘　㊞

社外監査等委員　岡　野　秀　章　㊞

社外監査等委員　渡　辺　　徹　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>候補者の所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>寺田一郎（てらだ いちろう）
（昭和23年10月14日）</td><td>昭和46年４月　蝶理株式会社入社
昭和49年11月　当社入社専務取締役
平成２年１月　当社代表取締役社長
平成25年12月　当社取締役会長（現任）</td><td>2,140,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
寺田一郎氏は、当社の代表取締役社長・取締役会長等を歴任し、長年にわたり会社経営全般の重要な業務を統括しております。また、当社の事業・業務に関する経験・識見が豊富であり、かつ会社経営に関する高い知見を有していると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>寺田正秀（てらだ まさひで）
（昭和52年11月18日）</td><td>平成13年４月　株式会社みずほ銀行入行
平成16年５月　当社入社
平成16年11月　当社専務取締役
平成17年６月　粧美堂日用品（上海）有限公司董事長（現任）
平成25年４月　株式会社メリーサイト取締役（非常勤）（現任）
平成25年12月　当社代表取締役社長（現任）
平成27年10月　台灣妝美堂股份有限公司董事長（現任）</td><td>1,374,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
寺田正秀氏は、当社の専務取締役・代表取締役社長を歴任し、会社経営の経験・識見が豊富であり、当社の各部門に精通しております。また、海外においても子会社の粧美堂日用品（上海）有限公司を立ち上げ、事業の拡大を行い、業務の執行及び監督の能力に優れ、かつ今後の会社の進むべき方向を定め、リーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する当社の株式数
3	鎌形 敬史（かまがた たかし） （昭和29年７月15日）	昭和52年４月　株式会社富士銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行 平成14年５月　株式会社みずほ銀行自由が丘駅前支店長 平成17年４月　株式会社みずほフィナンシャルグループ人事部人材開発室長 平成18年９月　当社出向　総務部長 平成19年９月　当社入社　総務部長 平成20年12月　当社取締役総務部長 平成21年６月　当社取締役管理本部長兼総務部長 平成21年６月　粧美堂日用品（上海）有限公司董事（現任） 平成22年６月　当社取締役管理本部長 平成25年４月　株式会社メリーサイト取締役（非常勤）（現任） 平成26年１月　当社取締役戦略室長兼管理本部長 平成27年10月　当社取締役管理本部長（現任） 台灣妝美堂股份有限公司董事（現任）	3,400株
	取締役候補者とした理由 鎌形敬史氏は、金融関係での経験並びに当社の総務部長・管理本部長を歴任し、管理部門のトップとしての経験・識見が豊富であり、高い知見を有しております。また、それらの業務の執行及び監督の能力に優れ、持続的な企業価値向上に資する人材であると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。		
4	吉田 浩太郎（よしだ こうたろう） （昭和35年２月25日） ＜新任取締役候補者＞	昭和58年３月　当社入社 平成19年10月　当社第２営業本部１部長 平成21年10月　当社執行役員営業第３部長 平成24年10月　当社執行役員営業第２部長 平成26年12月　株式会社メリーサイト取締役（非常勤）（現任） 平成27年10月　当社執行役員商品企画部長 平成28年10月　当社執行役員商品企画部長兼生産管理担当執行役員（現任）	25,000株
	取締役候補者とした理由 吉田浩太郎氏は、当社の営業部長並びに商品企画部長を経験し、営業分野をはじめ当社の様々な部門に精通する等、経験が豊富であります。また、それらの業務の執行及び監督の能力に優れ、持続的な企業価値向上に資する人材であり、リーダーシップを発揮できると判断し、取締役候補者として選任しております。		

（注）各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第２号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

平成28年10月５日に逝去されました故専務取締役三嶌信也氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

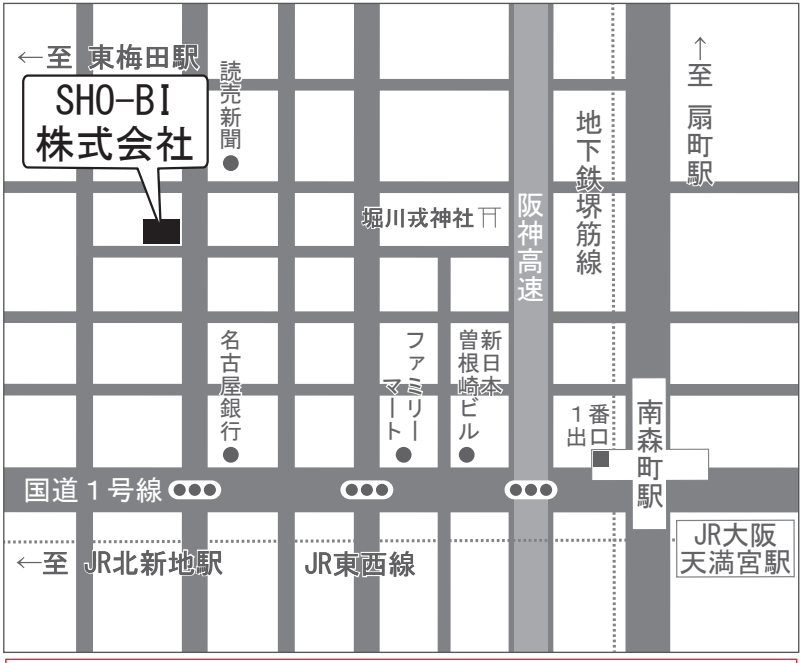
退任取締役の略歴は次のとおりです。

氏　　名	略 歴
三嶌（みしま）　信也（しんや）	平成13年11月　当社取締役 平成21年10月　当社常務取締役 平成27年12月　当社専務取締役 平成28年９月　当社取締役退任

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　大阪府大阪市北区西天満六丁目４番18号
ＳＨＯ－ＢＩ株式会社　大阪本社10階
TEL　06-6365-7001



昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、お間違えのないようご注意願います。

交通のご案内
＜地下鉄南森町駅、JR大阪天満宮駅をご利用の場合＞　徒歩約10分
１．地下鉄南森町駅１番出口（JR大阪天満宮駅からの場合は、まず地下鉄連絡通路口）を出て、国道１号線を右（西）へ
２．高架になっている阪神高速道路をくぐり、３つ目の信号（西天満交差点）を右折
３．３つ目の角を超えると左側に、ＳＨＯ－ＢＩ株式会社　大阪本社ビル
●お車でのご来場はご控えくださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
この冊子は、FSC®認証紙と、環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています。